

評価療養及び選定療養の具体的な類型の指定等について（案）

1 評価療養及び選定療養の具体的な類型の指定等

[基本的考え方]

- 現行の高度先進医療及び選定療養を再編成し、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養を「評価療養」として、特別の病室の提供など被保険者の選定に係るものを「選定療養」として、それぞれ指定する。

評価療養（案）	選定療養（案）
<p>A 医療技術に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先進医療（現行の高度先進医療を含む。） <p>B 医薬品・医療機器に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品の治験に係る診療 ○ 医療機器の治験に係る診療 ○ 薬価基準収載前の承認医薬品の投与 ○ 保険適用前の承認医療機器の使用 ○ 薬価基準に収載されている医薬品の適応外使用 	<p>C 快適性・利便性に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別の療養環境の提供 ○ 予約診察 ○ 時間外診察 <p>D 医療機関の選択に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 200床以上の病院の未紹介患者の初診 ○ 200床以上の病院の再診 <p>E 医療行為等の選択に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制限回数を超える医療行為 ○ 180日を超える入院 ○ 前歯部の材料差額 ○ 金属床総義歯 ○ 小児う蝕治療後の継続管理

2 その他

- 特定療養費制度の廃止等に伴い、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）等について、所要の文言の整理等を行う。
- 現行の高度先進医療と先進医療とを統合し、新たに先進医療として一本化することに伴い、中央社会保険医療協議会議事規則を改正して高度先進医療専門家会議を廃止し、先進医療専門家会議において医療技術の科学的評価を行うこととする。